

令和4年門審第29号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生 of 年月日時刻及び場所  
令和3年4月28日23時10分  
長崎県比田勝港
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 14.09トン  
登 録 長 11.98メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
漁船法馬力数 90

### 3 事実の経過

Aは、昭和57年9月に進水し、船体中央部にある2段ブリッジ構造の操舵室内の下段にレーダー及びGPSプロッターを装備した、はえなわ式あなごかご漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和3年4月28日10時00分比田勝港を発し、長崎県対馬の上対馬北西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、12時00分漁場に到着して操業を開始し、21時30分操業を終えて漁場を発進して帰途に就き、22時59分僅か前尉殿埼灯台から048度（真方位、以下同じ。）1.13海里の地点で、針路を240度に定め、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操舵室中央部の操縦席の前側に立って2段ブリッジの上段から上半身を出し、遠隔操縦のコントローラーで手動操舵により進出した。

ところで、a受審人は、平素、夜間に比田勝港へ入航するときには、2段ブリッジの上段から上半身を出して前方を見ながら操船するので、レーダーやGPSプロッターの画面を見てからすぐに外を見ると、暗順応が出来ずに周囲が見え難くなるので、レーダーを休止して専ら目視のみで航行することにしていたうえ、沖防波堤の簡易標識灯の灯光を目安に同港内に接近すると、沖防波堤の手前に設置されている定置網に乗り入れる危険があることから、尉殿埼灯台の灯光を左舷船首方に見ながら同港内に接近し、同灯台北方に設置されている定置網の簡易標識灯の灯光（以下「転針目印」という。）を転針目標として同灯光が右舷側を航過したら港内に向けて右転していた。

a受審人は、転針目印を見付けようと航行していたところ、23時07分半尉殿埼灯台から353度460メートルの地点に達したとき、

正船首540メートルのところに存在する牛ノ首鼻北側の浅所に向首する状況となったが、右舷船首方に視認した漁具の浮子に取り付けられた簡易標識灯の灯光を、転針目印と誤認し、視認している灯光が右舷正横を航過したら比田勝港内に向けて右転すればよいものと思い、かがみ込んで操舵室下段のGPSプロッターの表示を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、比田勝港内に向けて右転する時機を見計らって続航するうちに、23時10分尉殿埼灯台から290度560メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同港内の牛ノ首鼻北側の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底に破口等を生じ、後に廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、比田勝港において、入航する際、船位の確認が不十分で、牛ノ首鼻北側の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、比田勝港において、同港内の係留場所に向けて入航する場合、転針目印を見誤ることのないよう、かがみ込んで操舵室下段のGPSプロッターの表示を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかしながら、同人は、右舷船首方に視認した漁具の浮子に取り付けられた簡易標識灯の灯光を、転針目印と誤認し、視認している灯光が右舷正横を航過したら比田勝港内に向けて右転すればよいものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同港内の牛ノ首鼻北側の浅所に向かって進行していることに気付か

ずに同浅所に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせて廃船とさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄